登録簿

届出番号8 - 4	- 9	開始年月日	平成21年06月	04日	変更年月日	
局コード 39 局名	都市整備局		部コード	8 部名	多摩建築指導事務院	近
課コード 4 課名 3	建築指導第一課		<u> </u>			
同一の事務を所管する課 建築指導第二課、建築指導第三課						
保有個人情報を取り扱う 事務の名称 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定事務						
長期優良住宅建築等計画等の認定申請を受け付けて、審査・認定を行う。保有個人情報を取り扱う 事 務 の 目 的						
保有個人情報の 対象者の範囲 申請者、住宅の維持保全を行う者、分譲事業者、譲受人						
基本的事項	心身の状況	家族状況等	<u> </u>	社会生	生活等	その他
保 有 個 ● 識別番号	□ 健康状態	□家族状況	□職業	□職歴	□ 思想	□□□座情報
個●翻別番号	□病歴	□ 親族関係	□学歴	□ 学業	□信教	✓ その他*
人情□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□身体の特徴	□ 婚姻	□資格	□ 賞罰	□信条	
報 二 本籍 二 年齢			□成績	□ 評価		
記し、生年月日			✓ 財産	□ 収入	報*	
録 _ 性別 項 ☑ 住所			納税			
■ 電話番号			□□公的	快助		
電子メールアドレス			□ 趣味			
保有個人情報の	▼ 電磁的記録以外 ■ 電磁的記録 □ オンライン結合					
处 理 形 態						
保有個人情報の 主な収集先	 ▼ 本人 ▼ 本人以外 □ 都の当該機関内等 □ 他の都の機関等 □ 他の官公庁 ▼ 民間・私人 □ その他* 					
✓ 無 □ 有						
		□都	の当該機関内等]目的外利用	□ 法69条 1項
保有個人情報の			の都の機関等	Г	目的外提供	□ 法69条 2項 1号
保有個人情報の 経常的な目的外 利用・提供先			の官公庁			□ 法69条 2項 2号
			間・私人			□ 法69条 2項 3号
			の他*			□ 法69条 2項 4号
外部委託・指定管理者	委託	無	有* 再	委託	✔ 無	*
による代行の有無	代行 🗸	無	有*			
備考	記録項目「その他」: 建築の図面、認定基準に適合することを示す書類、資金計画、維持保全計画、印影等 委託内容: 認定申請時に、登録住宅性能評価機関による確認書等の添付がない場合のみ、第三 者機関に対し技術審査委託を行う。					
【*を付した項目について 具体的内容等を記載						
事務を廃止した場合	廃止年月日:			文書保存其	明限:	